

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第14項、八尾市監査委員条例第8条及び八尾市監査基準第17条の規定により公表します。

令和3年1月27日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	重松 恵美子
同	榊井 政佐美

記

1 措置の通知

令和2年度定期監査（消防本部・消防署）の結果に対する措置
令和3年1月18日付け 八消本総第434号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

消防本部・消防署定期監査の結果に対する措置の内容

消防総務課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過	
<p>1 手当の支給事務について</p> <p>(1) 通勤手当の支給事務において、回数券による支給金額算定時の計算誤りにより支給金額が不足しているものが見受けられたので、速やかに支給するとともに適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済（令和2年8月18日）
<p>(2) 通勤手当の支給は、「八尾市職員の通勤手当支給規則」において、支給要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月から開始するとされている。ただし、事実の生じた日から15日を経過した後に届出された場合は、届出を受理した日の属する月の翌月から通勤手当の支給を開始すると定められており、職員から提出された通勤届については、支給の始期の基準となる届出を受理した日が確認できないので、適切な事務処理に改めること。</p>	措置状況	1. 措置済（令和2年8月3日）
<p>2 消防本部規程の整備について</p> <p>(1) 平成28年4月1日施行の地方公務員法の一部改正により、職員の勤務成績評定に関する規定が削除され、新たに人事評価に関する規定が整備されたが、「八尾市消防職員勤務成績評定規程」について、当該改正に伴う規定の整備が行われていないので、速やかに規定を整備すること。</p>	措置状況	1. 措置済（令和2年10月13日）
	<p>「八尾市消防職員勤務成績評定規程」を全部改正して「八尾市消防職員人事評価規程」を制定しました。</p>	

<p>(2) 平成 30 年度の機構改革により新設された消防署救急救助課では、交代制勤務が行われているが、「八尾市消防署の組織及び職務に関する規程」について、交代制勤務を行う所属に関する規定の整備が行われていないので、速やかに規定を整備すること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="740 192 884 237">措置状況</td> <td data-bbox="884 192 1519 237">1. 措置済（令和 2 年 11 月 20 日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="740 237 1519 600">「八尾市消防署の組織及び職務に関する規程」を一部改正し、交代制勤務を行う所属について規定しました。</td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（令和 2 年 11 月 20 日）	「八尾市消防署の組織及び職務に関する規程」を一部改正し、交代制勤務を行う所属について規定しました。	
措置状況	1. 措置済（令和 2 年 11 月 20 日）				
「八尾市消防署の組織及び職務に関する規程」を一部改正し、交代制勤務を行う所属について規定しました。					
<p>3 消防警戒区域立入之証の交付に係る事務について</p> <p>消防法第 28 条第 1 項に基づき設定される消防警戒区域では、区域内からの退去や出入等立入りが制限されるが、消防法施行規則第 48 条第 1 項第 7 号に定められている消防長又は消防署長があらかじめ発行する立入許可の証票を有する者は、当該区域の立入制限の対象外とされている。そのため、立入制限の対象としない者には、「八尾市消防警戒区域立入許可の証票に関する規程」に基づき、消防長が立入許可の証票を交付している。</p> <p>消防警戒区域立入之証の交付に係る伺書において、消防上、特に必要と認める者として、八尾市役所関係常勤特別職を含む部長以上に交付しているが、部長以上のうち交付されていない者が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="740 600 884 645">措置状況</td> <td data-bbox="884 600 1519 645">1. 措置済（令和 2 年 7 月 27 日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="740 645 1519 1644">消防警戒区域立入之証の交付基準を見直してその交付を受けるべき者を明確にし、次回交付時から当該基準により交付するよう改めました。</td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（令和 2 年 7 月 27 日）	消防警戒区域立入之証の交付基準を見直してその交付を受けるべき者を明確にし、次回交付時から当該基準により交付するよう改めました。	
措置状況	1. 措置済（令和 2 年 7 月 27 日）				
消防警戒区域立入之証の交付基準を見直してその交付を受けるべき者を明確にし、次回交付時から当該基準により交付するよう改めました。					

予防課

指 摘 事 項	講じた措置又は経過	
<p>1 備品の管理について</p> <p>備品台帳から抽出し現品を確認したところ、備品の登録がされていないものや所管換えの手続がされていないもの等が見受けられたので、速やかに所定の手続を行うとともに、適切に管理すること。</p>	措置状況	1. 措置済（令和2年6月18日）
	<p>備品登録されていないものや所管換え手続及び備品シールの貼付がされていないものについて所定の手続を行いました。</p>	

指 摘 事 項	講じた措置又は経過	
<p>1 消防団活性化推進委員会要綱の整備について</p> <p>消防団活性化推進委員会は、「消防団活性化推進委員会要綱」に基づき設置され、消防団の活動方針や組織の再編を含めた今後のあり方について検討することを目的としている。</p> <p>同委員会の委員長、副委員長及び委員については、分団長会議において、毎年度、輪番により決定された委員長1名、副委員長1名、委員5名で構成されているが、同要綱において平成12年度以降の委員長等の改選に伴う改正が行われていないため、速やかに整備すること。</p>	措置状況	1. 措置済（令和2年8月4日）
<p>2 備品の管理について</p> <p>備品台帳から抽出し現品を確認したところ、「八尾市消防団之印」及び「八尾市消防団長之印」等が備品登録されていなかった。また、所管換えの手続がされていないものが見受けられたので、速やかに所定の手続を行うとともに、適切に管理すること。</p>	措置状況	1. 措置済（令和2年7月8日）
		<p>備品登録されていないものや所管換え手続がされていないものについて所定の手続を行いました。</p>

消防署

指 摘 事 項	講じた措置又は経過	
<p>1 深夜手当の支給に係る事務について</p> <p>職員が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間において勤務した場合には、八尾市職員給与条例の規定に基づき、その勤務時間数に応じた深夜手当が支給される。</p> <p>その支給額については、「超過勤務命令簿個人カード」に集計された当該勤務時間数に基づき算定されるが、当該勤務時間数の集計を誤ったことにより深夜手当の支給が漏れているものが見受けられたので、速やかに支給するとともに適正な事務処理を行うこと。</p>	措置状況	1. 措置済（令和 2 年 12 月 18 日）
<p>2 消防署勤務取扱要綱の整備について</p> <p>八尾市職員の勤務時間等に関する規則において、「任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。」と定められている。</p> <p>「消防署勤務取扱要綱」において、年次有給休暇の請求は、消防長又は所属長の決裁とすることが定められているが、決裁とは決裁権者がその権限に属する事務について最終的にその意思を決定することであり、職員から請求された年次有給休暇の時季の指定を拒むかどうかを最終的に決定することができる権限があるものとの、誤った解釈を決裁権者に生じさせるおそれがあるので、規定の見直しを検討すること。</p>	措置状況	1. 措置済（令和 2 年 9 月 1 日）
	<p>支給が漏れていた深夜手当を支給するとともに、超過勤務命令簿個人カードの超過勤務時間数集計時の検算を再徹底しました。</p> <p>職員から請求された年次有給休暇の時季の指定を拒む権限が消防長又は所属長にあるとの解釈を生じさせないよう規定を見直し、「消防署勤務取扱要綱」の一部を改正しました。</p>	

<p>3 公用車の運行管理に関する事務について</p> <p>所属長は、所属職員が公用自動車を使用する際に、安全な運転を確保する必要がある。そのため、消防署においては、所属職員に対し、運転前のアルコールチェックや自動車運転免許証の点検等を実施している。</p> <p>(1) 運転前のアルコールチェックについては、救急車や消防車等を運転する職員に対し、勤務開始時に、アルコール検知器を使用して酒気帯びの有無の確認が行われ、「アルコールチェック管理表」に記録している。管理表において、勤務していない職員がアルコール検知されなかったと記録がされているものが見受けられたので、適切な事務処理を行うこと。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="740 194 884 241">措置状況</td> <td data-bbox="884 194 1519 241">1. 措置済（令和2年7月27日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="740 241 1519 1137">記録誤り防止のため、「アルコールチェック管理表」の記載について、確認者が記録するときに被点検者本人も確認するよう改めました。</td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（令和2年7月27日）	記録誤り防止のため、「アルコールチェック管理表」の記載について、確認者が記録するときに被点検者本人も確認するよう改めました。	
措置状況	1. 措置済（令和2年7月27日）				
記録誤り防止のため、「アルコールチェック管理表」の記載について、確認者が記録するときに被点検者本人も確認するよう改めました。					
<p>(2) 自動車運転免許証の点検は、毎月月初に運転免許証の提示を求め、有効期限等を点検し、結果を「自動車運転免許証点検実施結果表」に記録している。本人以外の職員が点検を行うべきところ、本人が行っている事例が見受けられたので、適切な事務処理に改めること。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="740 1137 884 1184">措置状況</td> <td data-bbox="884 1137 1519 1184">1. 措置済（令和2年7月27日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="740 1184 1519 1550">自動車運転免許証の点検については、本人以外の職員が行うよう改めました。</td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（令和2年7月27日）	自動車運転免許証の点検については、本人以外の職員が行うよう改めました。	
措置状況	1. 措置済（令和2年7月27日）				
自動車運転免許証の点検については、本人以外の職員が行うよう改めました。					

共通事務

指 摘 事 項	講じた措置又は経過	
<p>1 入札事務について</p> <p>地方公共団体の契約は、競争性及び透明性の確保等の観点から原則として一般競争入札によって業者選定を行うこととなっているが、限定的に指名競争入札も認められており、例外的方法として「地方自治法」、「同法施行令」、「八尾市契約条例」及び「八尾市財務規則」等に手続が定められている。</p> <p>指名競争入札により業者を選定しているものに、以下のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①伺書に指名競争入札に付す理由を記載していないもの ②指名業者の参加資格及び指名基準が定められていないもの ③伺書に指名業者に送付する通知文書を添付していないもの ④伺書に入札保証金免除の意思決定及び免除する理由について具体的根拠を示していないもの ⑤伺書に落札者の決定方法を記載していないもの ⑥入札に関する質疑及び回答について記載していないもの 	措置状況	1. 措置済（令和2年6月22日）
	<p>指名競争入札については原則一般競争入札に改めました。</p> <p>入札事務については八尾市財務規則等に定められた事務手続を遵守するよう徹底しました。</p>	

<p>2 契約締結事務について</p> <p>契約を締結するときは、「八尾市財務規則」に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならないとされているが、契約書に必要な規定がないもの等が見受けられたので適正な事務処理に改めること。</p> <p>①契約保証金の規定がないものや 伺書に契約保証金の免除の記載があるが、免除根拠の証明がないもの</p> <p>②監督及び検査の規定のないもの</p> <p>③履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する規定のないものや財務大臣が定める政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を採用していないもの</p> <p>④契約に関する紛争の解決方法の規定がないもの</p> <p>⑤無条件再委託を認めているもの</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="740 194 882 241">措置状況</td> <td data-bbox="882 194 1519 241">1. 措置済（令和2年8月14日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="740 241 1519 1238"> <p>契約書に八尾市財務規則等に定められた事項を適切に記載するよう徹底しました。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（令和2年8月14日）	<p>契約書に八尾市財務規則等に定められた事項を適切に記載するよう徹底しました。</p>	
措置状況	1. 措置済（令和2年8月14日）				
<p>契約書に八尾市財務規則等に定められた事項を適切に記載するよう徹底しました。</p>					
<p>3 文書事務について</p> <p>伺書において、以下のような事例が見受けられたので、八尾市消防本部及び消防署事務処理規程等に基づき適正な事務処理を行うこと。</p> <p>①伺書の決裁前に施行していたもの</p> <p>②代決者が誤っているもの</p> <p>③決裁区分が誤っているもの</p> <p>④文書の收受手続が行われていないもの</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="740 1238 882 1285">措置状況</td> <td data-bbox="882 1238 1519 1285">1. 措置済（令和2年11月20日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="740 1285 1519 1792"> <p>各課内会議等において伺書の決裁区分等について再確認し、消防本部（署）文書規程等に基づき適正な事務処理を行うよう周知しました。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（令和2年11月20日）	<p>各課内会議等において伺書の決裁区分等について再確認し、消防本部（署）文書規程等に基づき適正な事務処理を行うよう周知しました。</p>	
措置状況	1. 措置済（令和2年11月20日）				
<p>各課内会議等において伺書の決裁区分等について再確認し、消防本部（署）文書規程等に基づき適正な事務処理を行うよう周知しました。</p>					